

## 地区委員会はクラブの「相談窓口」 問い合わせ回答書

15-16 櫻木ガバナー年度地区管理運営委員会  
 文責：委員長 金子 公久  
 E-Mail：kokusai@nctv.co.jp

## 《相談窓口依頼内容の回答》

<p><b>《貴クラブからの相談内容》</b></p>
<p>1. ロータリークラブ定款 第6条第1節「例会」の解釈と運用について。      ・ 例会振替の件ですが、12月27日(火)は出来れば年末年始扱いで休会とさせて頂きたいと思っておりますが、可能でしょうか？</p>
<p><b>《当委員会の見解と回答》</b></p>
<p>ご相談内容に回答をさせていただきます。</p> <p>1) ロータリークラブ定款 第6条 会合 第1節「例会」の規定運用について。      2007年規定審議会において採択された制定案07-11により、例会の取り消しに関する規定に「一般に認められた祝日を含む」という文言が追加されました。以下は2013年度手続要覧からの抜粋です。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>第6条 会合        第1節-例会        (c)取消。例会日が<u>一般に認められた祝日を含む</u>国民の祝日に当たる場合、またクラブ会員が死亡した場合、また全地域にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、また地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。</p> </div> <p>日本国内のクラブについては、以下のように補足した運用が行われていますのでご紹介します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1年に4回を上限として任意で例会を取りやめることができる。</li> <li>2) 国民の祝日(＝カレンダー上赤くなっている日)と例会が重なる場合は、この例会を1)の回数制限とは別に休会とすることができる。</li> <li>3) 12月31日～1月3日の期間に例会が重なる場合、この例会を1)の回数とは別に休会とすることができる。</li> <li>4) 一般的なお盆休みの期間中、任意の例会1回を1)の回数制限とは別に休会とすることができる。        ここで言うお盆休みの期間は地域毎の風習に準ずる。</li> <li>5) 台風などの自然災害を回避するために採られる休会のご判断は、気象に関する特別警報を基準とすることなく、各クラブに任せられる。休会した例会を第XX回例会のように通し番号に含めるか否かもクラブの判断に委ねられる。休会とした場合、1)の回数制限にはカウントされない。</li> <li>6) 理由の如何に因らず、例会取りやめは3回連続までは認められるが、4回連続以上は認められない。</li> </ol> <p>以上、運用の補足によれば、ご相談の12月27日(火)の例会取消は、①年に4回までの内ならば当然可能です。②それを超えて年末年始に該当する場合は、上記の3)が条件となります。</p> <p>貴クラブの例会取消、取りやめは理事会の決定に委ねる事項と存じます。しかし、その際に理事会はクラブの意思決定機関としての見識と良識を持って判断する事が望まれます。</p> <p><b>※運用補足: 例会を取りやめるような場合、事前にガバナー事務所に通知をすることを心掛けてください。</b>      それほど例会の休止や変更には慎重な対応と心遣いをお願いします。</p>

これに関して再度のご質問や、別件のご質問を歓迎します。どうぞ何なりと質問をお寄せ下さい。今後は委員会に直接で結構です。本年度櫻木ガバナーの下、活動します地区管理運営委員会を宜しくお願い申し上げます。